

江府町規則第1号

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則 の改正をここに公布する。

令和7年1月14日

江府町長 白石 祐 治



江府町未熟児養育事業の実施に関する規則の一部を改正する規則

江府町未熟児養育事業の実施に関する規則（平成25年4月1日江府町規則第9号）の一部を以下のとおり改正する。

新	旧
<p>(養育医療の給付の申請)</p> <p>第5条 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、当該医療開始の日から原則として2か月以内に、未熟児の保護者（法第6条第4項）が、養育医療給付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関の医師の作成した養育医療意見書（様式第3号）</p> <p>(2) 世帯調書（様式第11号）</p> <p>(3) 生活状況を証明する書類</p> <p>(4) <u>医療保険各法の記号番号のわかるもの</u></p> <p>様式第2号 【別記2 参照】</p>	<p>(養育医療の給付の申請)</p> <p>第5条 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）第9条第1項の規定による養育医療の給付の申請は、当該医療開始の日から原則として2か月以内に、未熟児の保護者（法第6条第4項）が、養育医療給付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。</p> <p>(1) 法第20条第4項に規定する指定養育医療機関の医師の作成した養育医療意見書（様式第3号）</p> <p>(2) 世帯調書（様式第11号）</p> <p>(3) 生活状況を証明する書類</p> <p>(4) <u>被保険者証の写し</u></p> <p>様式第2号 (略)</p>

附 則

(施行規則)

この規則は、令和7年1月14日に改正し、令和6年12月2日から適用する。

【別記2】改正後

様式第2号（第5条関係）

養育医療給付申請書				
本人	ふりがな 氏名		男女	生年月日 年 月 日
	住所地 (住民票所在地)	〒		個人番号
	現在地 (住所地と異なる場合)	〒		
扶養義務者	ふりがな 氏名		本人との続柄	
	居住地	〒		個人番号
	電話番号			
医療保険各法の記号及び番号			保険者等の名称	
希望する指定養育医療機関の名称及び所在地				
備考				
<p>別紙関係書類を添えて上記のとおり養育医療の給付を申請します。また、私及び同一世帯員に係る住民票、市町村民税に関する課税資料等及び生活保護法適用の有無を調査・確認されることについて同意します。</p> <p>申請者住所 申請者氏名 本人との続柄 電話番号</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">江府町長 様</p>				
申請受付年月日			交付決定年月日	

記載上の注意

- ・「住所地」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- ・「現在地」の欄は、現在所在する場所を記入してください。病院等に入院しているときは、その住所を記入してください。
- ・「居住地」欄は、現在居住している住所を記入してください。帰省等している場合は帰省先等を記入してください。